

「電気・ガス料金支援事業」に係る電気料金の措置

2025年6月5日

株式会社 CWS（ならコープでんき）

当社は、国の「電気・ガス料金支援事業（以下、負担緩和策）」の小売電気事業者として、下記の措置を実施します。本措置の適用にあたり、お客さまからのお申込みは必要ありません。

1. 負担緩和策の概要

毎月の請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減します。

2. 適用対象 当社と低圧・高圧*の電気需給契約があるお客さま

（※高圧の電気需給契約は一般の需要家の方は対象としておりません）

3. 期間 2025年7月検針日以降～2025年10月検針日ご使用分

※2025年8月分料金～2025年10月分料金

4. 内容

区分	電気料金（税込）	
	低圧	高圧
8月分・10月分 値引き単価	1kWhあたり2.0円	1kWhあたり1.0円
9月分値引き単価	1kWhあたり2.4円	1kWhあたり1.2円

5. 値引き額の反映方法

各月の燃料費調整額等に値引き額を反映します。

詳細は経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305

全日 9:00～17:00（年末年始を除く）